

第一種電気工事士免状交付申請の案内（試験合格者用）

< はじめに >

- 1) この交付申請案内は、「第一種電気工事士試験に合格し、3年以上の実務経験がある方」向けに作成しています。
- 2) 埼玉県へ交付申請できる方は、「申請日時点で、住民票の住所地が埼玉県内にある方」です。

1 提出書類等

(1) 電気工事士免状交付申請書（第一種電気工事士用）

(2) 実務経験証明書 * 1

(3) 住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類

例：住民票（6ヶ月以内に発行されたもの。個人番号が記載されていない本人のみのもの。コピー可。）

運転免許証のコピー（有効期間内のもの。申請日時点の住所地が裏面に記載されている場合は、裏面も提出。） * 2

(4) 顔写真（縦4cm×横3cm。6ヶ月以内に撮影したもの。正面、無帽、無背景。顔の輪郭が隠れていないこと。裏面に氏名を記入すること。）

(5) 電気工事士試験結果通知書（合格通知ハガキ） * 3

(6) 実務経験が「一般用電気工作物」の場合は第二種電気工事士免状の写し

(7) 実務経験が「簡易電気工事」の場合は認定電気工事従事者認定証の写し

* 1) 申請前相談受付番号の記入漏れに注意してください。

* 2) 住所、氏名及び生年月日を判別できない場合、住民票の提出を求めることがあります。

* 3) 電気工事士試験結果通知書は、再発行を受けることができます。通知書を紛失し、再発行を受けたい場合は、一般財団法人
電気技術者試験センター（TEL：03-3552-7651）にお問合せください。

～ 免状に記載する氏名を「旧姓」としたい場合～

免状に記載する氏名を「旧姓等」にしたい場合は、申請書の「免状に記載する氏名」欄に、必ず「旧姓」を記入してください。住民票等で確認できる場合に限り、免状に記載する氏名を「旧姓等」で交付します。

※ 申請書提出後の、免状に記載する氏名の修正はできません。申請前に十分確認してください。

2 実務経験

(1) 実務経験の申請前相談

埼玉県では、免状交付申請時における実務経験証明書の < 記入漏れ・記入誤り > 等の不備を減らすため、「実務経験の申請前相談」を実施しています。

申請書等を提出する前に、電子申請により「実務経験証明書」を送信してください。

実務経験証明書を確認した後、受付番号を交付します。

受付番号は、申請書等を提出する際、実務経験証明書に記入してください。

相談を受信してから、1～2週間程度で回答します。

(2) 実務経験として認められる工事

ア 実務経験として認められる主な工事は以下のとおりです。

- 第二種電気工事士免状を取得した後に行った一般用電気工作物の工事
- 認定電気工事従事者認定証を取得した後に行った簡易電気工事（600V以下で使用する、500kW未満の自家用電気工作物の工事）
- 電気主任技術者の監督・指導の下で行う、500kW以上の自家用電気工作物の工事（新築・改修に伴う、設備への盤・照明器具・接地極等の取付けや低圧高圧幹線の布設等）
- 電気事業用電気工作物の工事

イ 試験合格者として申請する場合、電気工作物の維持・管理・運用業務は実務経験に該当しないので注意してください。

ウ 主任技術者免状取得者として認定により免状交付を申請する場合は、上の電気工事の他に、電気工作物の維持・管理・運用業務も実務経験として認められます。

エ 以上の項目の他にも、実務経験となる工事があります。

(3) 実務経験として認められない工事

ア 実務経験として認められない主な工事は以下のとおりです。

- 第二種電気工事士免状を取得する前に行った一般用電気工作物の工事
- 認定電気工事従事者認定証を取得する前に行った簡易電気工事（600V以下で使用する、500kW未満の自家用電気工作物の工事）
- 電気工事士法施行令第1条に定める軽微な工事
 - ・ 電圧600V以下で使用するソケット、スイッチ等にコード等を接続する工事
 - ・ 電圧600V以下で使用する電気機器等の端子に電線をねじ止めする工事
 - ・ 電圧600V以下で使用する電力量計及び電流制限器を取り付け又は取り外す工事
 - ・ ヒューズを取り付け又は取り外す工事
 - ・ 電柱等の設置又は変更等の工事
- 電気工事士法施行規則第2条の2に定める特殊電気工事
 - ・ ネオン工事
 - ・ 非常用予備発電装置工事
- 電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事
- 保安通信設備に係る工事
- 工場での電気製品の組立・修理
- 車両・搬器・船舶・自動車の電気工事（電気事業法施行令第1条に定める電気工作物から除かれる工作物の工事）
- 電圧30V未満の電気工作物に係る工事

イ 以上の項目の他にも、資格の有無等により実務経験として認められない工事があります。

(4) 実務経験証明書作成時の注意事項

実務経験証明書の記入に当たっては、以下のことに注意してください。

ア 法令で定められている工事以外は実務経験年数として加算されません。

イ 「600V以下で使用する、500kW未満の自家用電気工作物の工事」の実務経験は、契約電力を明記してください。

ウ 証明書の真正性を確認するため、証明者に問合せます。あらかじめご承知おきください。

エ 実務経験を証明する者の代表者以外の者（支店長・工場長等）が証明書を作成する場合は、委任状を添えてください。

3 免状の送付

- (1) 免状は、申請書に記入された「住所」に簡易書留で送付します。
- (2) 申請書に記入された「住所」以外の場所で免状を受け取りたい場合は、申請書右下の「免状の送付先」欄に、必ず郵便番号と住所を記入してください。

4 第一種電気工事士の定期講習

第一種電気工事士は免状の交付を受けた日から 5 年以内に、経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習会を受講する必要があります。

詳細は、「[第一種電気工事士の定期講習制度のお知らせ](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-kousyu.html)」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-kousyu.html>) のページを確認してください。

5 お問合せ

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435

メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp

申請書等の提出方法 及び 手数料の納付方法

< 手数料の納付に関する注意点 >

- (1) 日本政府の「収入印紙」を用いて手数料を納付することはできません。
- (2) 埼玉県では、令和5年12月末日をもって埼玉県収入証紙の販売を終了しました。
- (3) 埼玉県収入証紙は、令和6年3月31日で、使用できなくなります。

1 提出方法と提出先

申請書等の提出書類を 埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 へ **郵送** してください。

郵送する際は、次のことに注意してください。

- (1) 簡易書留等、信書を送ることが可能で、申請者自身が到達を確認できる方法で送付してください。
- (2) 封筒に 電気工事士免状交付等申請 と赤字で記載してください。

※ あて先

330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

2 手数料の納付方法

(1) キャッシュレス決済を利用する場合

埼玉県では、電子マネーやコード決済を利用したキャッシュレス決済を実施しています。

キャッシュレス決済で利用可能な支払方法及び決済ブランドは、次のホームページをご覧ください。

令和6年1月以降は原則キャッシュレス決済になります！

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html>)

< キャッシュレス決済による手数料納付までの流れ >

- 化学保安課へ、申請書等の提出書類を郵送してください。

- 手順1
- 提出方法は、上記1「提出方法と提出先」をご覧ください。

- 化学保安課に届いた申請書等は、順次審査します。

- 手順2
- 審査終了後、申請書に記載された電話番号へ電話しますので、来課日時を予約してください。

- 予約日当日は、次の場所へお越しください。

- 手順3
- さいたま市浦和区高砂3-15-1 危機管理防災センター1階

◆ 第一種電気工事士免状の交付申請に伴う手数料は、**6,000円**です。

◆ 来課する前に、キャッシュレス決済で利用可能な支払方法及び決済ブランドを必ず確認してください。

(2) 埼玉県収入証紙がお手元に残っている場合

埼玉県収入証紙を申請書に貼り付けて、他の提出書類等とともに郵送することができます。

3 お問合せ

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435 ／ メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp